

厚生労働省群馬労働局発表
令和4年3月4日

【照会先】

群馬労働局 雇用環境・均等室
室長 篠田 幸一
指導係長 藤井 達也
(代表電話) 027-896-4739

報道関係者 各位

「くるみん認定企業」2社を認定しました！

群馬労働局(局長 丸山陽一)では、次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定企業」として2社を認定しました。

認定企業の取組内容等は別紙のとおりです。


くるみん認定


株式会社山田製作所 (伊勢崎市)	代表取締役社長	きしもと 岸本	かずや 一也	様
株式会社ソアード (高崎市)	代表取締役	かわしま 川島	しょうや 翔也	様



くるみん認定は、一般事業主行動計画に基づく目標の達成、男性の育児休業取得率7%以上、子が小学校就学前まで利用可能な短時間勤務制度等がある等の基準を満たした、「子育てサポート企業」が受けることができます。

認定された企業は、認定マークを商品や広告などで使用することにより、優良企業であることを対外的にアピールすることができ、企業のイメージアップや優秀な人材の確保・採用に繋げることができます。さらに「公共調達における加点評価」の対象となります。

<p>企業名</p>	<div style="text-align: center;">  </div> <p>株式会社山田製作所</p>
<p>所在地</p>	<p>群馬県伊勢崎市香林町2-1296</p>
<p>主たる事業</p>	<p>輸送用機械器具製造業</p>
<p>労働者数</p>	<p>1,535人(男性 1,387人、女性 148人)</p>
<p>計画期間</p>	<p>平成27年4月1日～令和2年3月31日</p>
<p>認定基準 達成状況</p>	<p>【女性の育児休業取得率】 100%(計画期間中に出産した20人のうち、20人が育児休業を取得)</p> <p>【男性の育児休業等の取得率】 計画期間において育児休業及び育児目的休暇を利用した男性労働者の割合が91%。 (計画期間中に配偶者が出産した男性252人のうち、4人が育児休業を取得し、226人が育児目的休暇を取得) ※ 認定基準は、次の(1)または(2)のいずれかを満たすことが必要。上記は(2)の基準を満たす。 (1) 計画期間において、男性労働者のうち育児休業を取得した者の割合が7%以上。 (2) 計画期間において、男性労働者のうち、育児休業を取得した者及び企業独自の育児目的休暇を利用した者の割合が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業を取得した者が1人以上。</p> <p>【育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況】 小学校4年生以下の子を養育する労働者を対象とした短時間勤務制度、小学校就学の始期までの子を養育する労働者を対象としたフレックスタイム制度、時差出勤制度及び所定外労働免除の措置を講じている。</p> <p>【時間外労働及び休日労働の状況】 計画期間終了事業年度における、フルタイム労働者等の時間外労働及び休日労働の平均は各月45時間未満である(月平均に換算すると13.8時間)。</p> <p>【計画期間中に達成した目標】</p> <p>① 社員ひとりひとりの仕事と家庭の両立支援(ワーク・ライフ・バランス)の推進を図る。 ⇒ 定時退社運動(水曜)の実施、「カエル! ジャパン」キャンペーンへの賛同。</p> <p>② 年次有給休暇の取得率75%以上を今後も継続して達成していく為の措置を行う。 ⇒ 社内周知資料の配布により、有給休暇の取得を促進。 取得率は、平成27年度が78.7%、平成28年度が82%、平成29年度が93.5%、平成30年度が95.3%、令和元年度が96.4%。</p> <p>③ 育児・介護休業法に基づく育児休業、母性健康管理指導事項連絡カード、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知を行う。 ⇒ 説明会の実施、ハンドブックや手引きを社内ポータルに掲載。</p> <p>④ 所定外労働の削減を行う。 ⇒ 従来の定時退社運動(水曜)に加えて、職場巡回の実施を行った。所定外労働の月平均は、平成27年度が18.7時間、令和元年度が13.8時間。</p> <p>【働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置】 目標①、②及び④のとおり。</p>
<p>認定回数</p>	<p>3回目(1回目は平成19年、2回目は平成21年)</p>

<p>企業名</p>	<p>株式会社ソアード</p> 
<p>所在地</p>	<p>群馬県高崎市末広町32-9</p>
<p>主たる事業</p>	<p>不動産業、物品賃貸業</p>
<p>労働者数</p>	<p>15人(男性 8人、女性 7人)</p>
<p>計画期間</p>	<p>平成31年4月1日から令和4年1月31日</p>
<p>認定基準 達成状況</p>	<p>【女性の育児休業取得率】 100%(計画期間中に出産した1人のうち、1人が育児休業を取得)</p> <p>【男性の育児休業等の取得率】 100%(計画期間中に配偶者が出産した2人のうち、2人が育児休業を取得)</p> <p>【育児をする労働者のための短時間勤務制度等の実施状況】 小学校就学の始期までの子を養育する労働者を対象とした、所定外労働免除の措置を講じている。</p> <p>【時間外労働及び休日労働の状況】 計画期間終了事業年度における、フルタイム労働者等の時間外労働及び休日労働の平均は各月45時間未満である(時間外労働及び休日労働が全く無し)。</p> <p>【計画期間中に達成した目標】</p> <p>① 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。 ⇒産前産後・育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除に関するポスターを作成し、社内休憩室に掲示した。</p> <p>② 子どもの出生時に父親が取得できる配偶者出産休暇制度を推奨する。 ⇒育児介護休業規定を改定し、「育児目的休暇制度」を導入。制度に関するポスターを作成し、社内休憩室に掲示することにより制度利用を推奨した。</p> <p>【働き方の見直しに資する多様な労働条件整備に係る主な措置】 年次有給休暇の取得促進のための措置として、「1年度のうち6日以上取得」と目標をかかげたポスターを作成し、休憩室に掲示した。</p>
<p>認定回数</p>	<p>1回目</p>

次世代育成支援対策推進取組状況

1 一般事業主行動計画策定届出企業数及び届出率

次世代育成支援対策推進法では、常時雇用する労働者が101人以上の企業に対し、労働者の仕事と子育ての両立支援や働き方の見直しに関する取組を記載した一般事業主行動計画を策定し、その行動計画の公表及び労働者への周知を行い、その旨を都道府県労働局に届け出ることを義務付けている（100人以下の企業は努力義務）。

（令和4年2月24日現在）

	管内 企業数	行動計画策定 届出企業数	届出率
常時雇用労働者301人以上の企業	240社	236社	98.3%
常時雇用労働者101人以上300人以下の企業	514社	505社	98.2%
常時雇用労働者100人以下の企業	—	698社	—
合計	—	1,439社	—

※ 常時雇用労働者301人以上の企業は行動計画策定・届出が平成17年4月1日から義務化、常時雇用労働者101人以上300人以下の企業は平成23年4月1日から義務化されている。

2 基準適合一般事業主認定企業

次世代育成支援対策推進法に基づき、労働者の子育て支援等について「一般事業主行動計画」を策定し、その計画目標を達成するなどの認定基準を満たした場合、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定（くるみん認定）をしている。

また、くるみん認定を受けた企業のうち、男性の育児休業取得率が13%以上などの特例認定基準を満たした場合、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の特例認定（プラチナくるみん認定）をしている。

（1）くるみん認定

令和4年2月24日現在、管内における認定企業は59社である。



	認定企業数
常時雇用労働者301人以上の企業	30社
常時雇用労働者101人以上300人以下の企業	17社
常時雇用労働者100人以下の企業	12社
合計	59社

（2）プラチナくるみん認定

令和4年2月24日現在、管内における特例認定企業は7社である。



	認定企業数
常時雇用労働者301人以上の企業	6社
常時雇用労働者101人以上300人以下の企業	0社
常時雇用労働者100人以下の企業	1社
合計	7社

(3) くるみん認定企業一覧

	企業名	認定年	所在地	業種	労働者数 (申請時点)
1	株式会社山田製作所	H19年 H21年 R4年	伊勢崎市	輸送用機械器具製造業	1,535人
2	生活協同組合コープぐんま	H19年 H22年 H25年 H27年 R1年	桐生市	卸・小売業	1,340人
3	株式会社ヤマダホールディングス	H20年 H23年	高崎市	卸・小売業	11,460人
4	サンデン株式会社	H21年	伊勢崎市	製造業	3,019人
5	株式会社ヤマダホームズ	H21年 H24年 H27年 H29年	高崎市	建設業	997人
6	株式会社高崎高島屋	H21年 H23年	高崎市	卸・小売業	321人
7	有限会社COCO-LO	H22年 H25年	桐生市	医療・福祉業	76人
8	株式会社東和銀行	H22年 H27年	前橋市	金融業	2,303人
9	社会福祉法人春風会	H24年 H27年 R3年	中之条町	医療・福祉業	128人
10	特定非営利活動法人ハートフル	H24年	高崎市	医療・福祉業	63人
11	社会医療法人鶴谷会	H24年	伊勢崎市	医療・福祉業	613人
12	医療法人群馬会	H24年 H26年 R1年	高崎市	医療・福祉業	611人
13	株式会社秋葉ダイカスト工業所	H25年	高崎市	製造業	99人
14	株式会社群馬銀行	H25年 H27年	前橋市	金融業	4,707人
15	医療法人石井会石井病院	H25年	伊勢崎市	医療・福祉業	299人
16	光山電気工業株式会社	H25年 H27年	中之条町	製造業	157人
17	医療法人橘会上之原病院	H25年	渋川市	医療・福祉業	220人
18	社会福祉法人桔梗会	H25年 H28年	沼田市	医療・福祉業	99人
19	株式会社ハンブティーダンブティー	H25年	前橋市	卸・小売業	445人
20	医療法人大誠会	H25年	沼田市	医療・福祉業	286人
21	富士重工業健康保険組合太田記念病院	H25年	太田市	医療・福祉業	857人
22	高崎信用金庫	H25年 H27年	高崎市	金融業	472人
23	株式会社アベックス	H26年	高崎市	卸・小売業	27人
24	株式会社エムダブルエス日高	H26年	高崎市	医療・福祉業	706人
25	株式会社スカイスクレイパー	H27年	太田市	飲食サービス業	496人
26	国立大学法人群馬大学	H27年	前橋市	教育・研究	2,368人
27	利根保健生活協同組合	H27年	沼田市	医療・福祉業	694人
28	三高産業株式会社	H27年 H30年	桐生市	卸・小売業	20人
29	株式会社ヌカベ	H28年	高崎市	製造業	450人
30	社会福祉法人赤城会	H28年	渋川市	医療・福祉業	155人
31	医療法人パテラ会	H28年 H30年	みなかみ町	医療・福祉業	247人
32	株式会社ジーシーシー	H29年	前橋市	情報通信業	664人
33	株式会社富士通フロンテックシステムズ	H29年	前橋市	情報通信業	116人
34	株式会社日本キャンパック	H29年	明和町	製造業	536人
35	太平食品工業株式会社	H29年	前橋市	食品製造業	502人

36	ぐんぎんシステムサービス株式会社	H29年 R2年	前橋市	情報サービス業	141人
37	しののめ信用金庫	H29年	富岡市	金融業	984人
38	社会福祉法人ほたか会	H30年 R3年	前橋市	医療・福祉業	400人
39	社会福祉法人視覚障害者福祉会	H30年	前橋市	医療・福祉業	83人
40	社会福祉法人あんなか福祉会	H30年	安中市	医療・福祉業	121人
41	桐生信用金庫	H30年	桐生市	金融業	544人
42	アイオー信用金庫	H30年	伊勢崎市	金融業	366人
43	手島精管株式会社	H30年	館林市	製造業	47人
44	株式会社ナカダイ	H30年	前橋市	卸・小売業	63人
45	株式会社荻野屋	H31年	安中市	製造業	543人
46	たくみ株式会社	R1年	高崎市	医療・福祉業	391人
47	株式会社環境技研	R1年	高崎市	技術サービス業	102人
48	株式会社JIMRO	R2年	高崎市	製造業	165人
49	社会福祉法人邦知会	R2年	桐生市	医療・福祉業	237人
50	株式会社板垣	R3年	伊勢崎市	卸・小売業	225人
51	太陽誘電株式会社	R3年	高崎市	製造業	3,262人
52	サンヴァーテックス株式会社	R3年	高崎市	総合人材サービス業	1,292人
53	学校法人中村学園	R3年	前橋市	認定こども園の運営	62人
54	社会福祉法人榛桐会	R3年	高崎市	重症心身障害児者施設	189人
55	株式会社メディカルベア	R3年	玉村町	医療器具滅菌業	115人
56	株式会社日東システムテクノロジーズ	R3年	太田市	情報通信業	112人
57	医療法人社団善衆会	R3年	前橋市	医療業	492人
58	日本パイプシステム株式会社	R3年	板倉町	製造業	99人
59	株式会社ソアード	R4年	高崎市	不動産業、物品賃貸業	15人

(4) プラチナくるみん認定企業一覧

	企業名	特例認定年	所在地	業種	労働者数
1	有限会社COCO-L0	H28年	桐生市	福祉業	78人
2	医療法人鶴谷会	H28年	伊勢崎市	医療業	599人
3	株式会社群馬銀行	H29年	前橋市	金融業	4,744人
4	株式会社東和銀行	H29年	前橋市	金融業	2,278人
5	高崎信用金庫	R2年	高崎市	金融業	461人
6	桐生信用金庫	R2年	桐生市	金融業	528人
7	医療法人パテラ会	R3年	みなかみ町	医療業	301人

次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定基準（くるみん）

No.	認定基準
1	雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと
2	行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること
3	策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと
4	策定・変更した行動計画について、公表及び労働者への周知を適切に行っていること
5	<p>次の(1)または(2)のいずれかを満たしていること。</p> <p>(1) 計画期間において、<u>男性労働者のうち育児休業等を取得した割合が7%以上</u>であること</p> <p>(2) 計画期間において、<u>男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて15%以上</u>であり、かつ、<u>育児休業等を取得した者が1人以上</u>いること。</p> <p>*平成29年4月1日から平成31年3月31日の間の認定申請は、男性の育児休業等を取得した者が1人以上の場合でも基準を満たす(経過措置)。</p> <p>※ 労働者数が300人以下の事業主の特例</p> <p>計画期間内に男性の育児休業等取得者または育児目的休暇利用者がいなかった場合でも、下記①～④のいずれかに該当すれば、基準を満たす</p> <p>① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)</p> <p>② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること</p> <p>③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業取得率が7%以上であること。</p> <p>④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子又は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること</p>
6	計画期間内の女性労働者の育児休業取得率が、75%以上であること
7	3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、所定労働時間の短縮措置等の制度を講じていること
8	<p>次のいずれも満たしていること。</p> <p>(1) フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。</p> <p>(2) 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。</p>
9	<p>次のいずれかの措置について、具体的な目標を定めて実施していること</p> <p>① 所定外労働の削減のための措置</p> <p>② 年次有給休暇の取得の促進のための措置</p> <p>③ 短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置</p>
10	法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと

次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく特例認定基準（プラチナくるみん）

No.	特例認定基準
1～4	認定基準 1～4 と同じ
5	<p>次の(1)又は(2)のいずれかを満たしていること</p> <p>(1)計画期間において男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が13%以上であること</p> <p>(2)計画期間において男性労働者のうち、育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて30%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること</p> <p>※ 労働者数が300人以下の事業主の特例</p> <p>計画期間内に男性の育児休業等取得者または企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、下記①～④のいずれかに該当すれば、基準を満たす</p> <p>① 計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)</p> <p>② 計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること</p> <p>③ 計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業等取得率が13%以上であること</p> <p>④ 計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子又は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること</p>
6～8	認定基準 6～8 と同じ
9	<p>次の①～③のすべての措置を実施しており、かつ、①又は②のうち、少なくとも一方について、定量的な目標を定めて実施し、その目標を達成したこと</p> <p>①所定外労働の削減のための措置</p> <p>②年次有給休暇の取得の促進のための措置</p> <p>③短時間正社員制度、在宅勤務、テレワークその他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置</p>
10	<p>次の(1)又は(2)のいずれかを満たしていること</p> <p>(1)子を出産した女性労働者のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職(育児休業中を含む)している者の割合が90%以上であること</p> <p>(2)子を出産した女性労働者及び、子を出産する予定であったが退職した女性労働者の合計数のうち、子の1歳誕生日まで継続して在職している者の割合が55%以上であること</p>
11	育児休業等をし、または育児を行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるような能力の向上又はキャリア形成の支援のための取組に係る計画を策定し、実施していること。
12	認定基準 10 と同じ



1 えるぼし・プラチナえるぼし認定

女性の活躍推進に関する状況等が優良な企業を認定します。

えるぼし認定は、「採用」、「継続就業」、「労働時間等の働き方」、「管理職比率」、「多様なキャリアコース」の5つの評価項目を満たす項目数に応じて3段階あります。

プラチナえるぼし認定は、上記の項目を全て満たし、かつ、法に基づく情報公表を8項目以上公表する等の基準を満たす必要があります。



2 くるみん・プラチナくるみん認定

従業員の子育て支援に積極的な企業を認定します。

くるみん認定は、男性の育児休業取得率7%以上、子が小学校就学前まで利用可能な短時間勤務制度等がある、法定時間外・法定休日労働の平均が月45時間未満である等の基準を満たす必要があります。

プラチナくるみん認定は、くるみん認定企業が、男性の育児休業取得率13%以上、女性の活躍推進に係る計画を実施している等の基準を満たす必要があります。



3 ユースエール認定

若者雇用促進法に基づき、優良な中小企業を認定します。

ユースエール認定は、人材育成方針及び教育訓練計画の策定、直近3事業年度の新卒者などの正社員として就職した人の定着状況、正社員の所定外労働時間の実績、正社員の有給休暇の取得実績、男女労働者の育児休業等の取得実績など、各種要件を満たす必要があります。



雇用環境に係る3つの認定制度を
活用し、優秀な人材の確保を目指しましょう



認定マークを商品や広告、求人票等を使用してアピールすることができ、企業のイメージアップや、優秀な人材の確保・採用に繋がることができます。また、公共調達における加点評価の対象となります。

【問合せ先】

えるぼし認定、くるみん認定

<電話> 027-896-4739 (雇用環境・均等室)

ユースエール認定

<電話> 027-210-5007 (職業安定部職業安定課)

認定基準の詳細・認定企業一覧については、ホームページでもご確認いただけます。

1 えるぼし・プラチナえるぼし認定



認定基準の詳細

群馬労働局ホームページ>各種法令・制度・手続き>雇用環境・均等関係
>女性活躍推進法特集ページ（厚生労働省HP）

群馬県内の認定企業一覧

群馬労働局ホームページ>各種法令・制度・手続き>雇用環境・均等関係
>女性活躍推進取組状況

認定企業一覧は下記QRコードからもご覧いただけます。



2 くるみん・プラチナくるみん認定



認定基準の詳細

群馬労働局ホームページ>各種法令・制度・手続き>雇用環境・均等関係
>平成29年4月1日からくるみん認定・プラチナくるみん認定基準・認定マークが改正されました（厚生労働省HP）

群馬県内の認定企業一覧

群馬労働局ホームページ>各種法令・制度・手続き>雇用環境・均等関係
>次世代育成支援対策推進取組状況

認定企業一覧は下記QRコードからもご覧いただけます。



3 ユースエール認定



認定基準の詳細

群馬労働局ホームページ>企業のご紹介>「若者雇用促進法に基づく認定制度」（ユースエール認定企業）のご案内

群馬県内の認定企業一覧

群馬労働局ホームページ>群馬新卒応援ハローワーク（トップページ下部にある以下のバナー）>ユースエール認定企業



認定企業一覧は下記QRコードからもご覧いただけます。



認定により、企業のイメージアップや、優秀な人材の確保・採用のほか、以下のメリットが期待できます。

- **公共調達における加点評価**：各府省等が総合評価落札方式又は企画競争によって公共調達を実施する場合、認定企業などを加点評価するよう定められました。詳細は、公共調達を行う当該行政機関あてご確認ください。群馬労働局の公共調達でも加点評価されます。
- **ユースエール認定企業へのマッチング支援等**：「群馬わかものハローワーク」や「ぐんま新卒応援ハローワーク」等で認定企業を積極的にPRします。また、労働局・ハローワークが開催する就職面接会等について積極的にご案内します。その他、一部の助成金に係る加算措置や、日本政策金融公庫による低利融資の対象となります。